

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑のまちづくり推進事業と併せて防災的見地から、生垣を設置する場合に交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「生垣」とは、高さのほぼ均一な樹木を列状に植栽し、原則として竹、又は丸太等補助材料に用いた垣根であって、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 設置する生垣は、公道・公有水路に接する総延長5メートル以上のものであること。
- (2) 樹木の高さは、90センチメートル以上であること。ただし、土台の高さが30センチメートル以上65センチメートル以下の場合は、樹木の高さは60センチメートル以上とする。
- (3) 樹木の植栽本数は、延長1メートルにつき(原則として)2本以上であること。
- (4) 樹木の種類は、町が推奨するもので樹木が健全であること。
- (5) 植樹帯は30センチメートル以上とし、植栽位置は公道・公有水路等境界から25センチメートル以上内側とする。また、樹木には、支柱をすること。(布掛支柱可)

(補助対象)

第3条 町長は、本町内に居住する者で住宅用地を所有し、又は使用し、当該住宅用地に生垣を設置するものに對し、その設置に必要な経費について補助する。ただし、法人が設置するものを除く。

(補助金額)

第4条 補助金額は、生垣の延長1メートルにつき3,000円とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が10万円を超えるときは、10万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生垣設置奨励補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 生垣設置場所の平面見取図
- (2) 生垣の概略図
- (3) 生垣設置場所の着工前の写真

(補助金の交付決定通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、生垣設置奨励補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(完了届)

第7条 前条の交付決定通知を受けた者は、生垣設置完了後、町長に生垣設置工事完了届(様式第3号)を提出するものとする。

(補助金の額の確定通知)

第8条 町長は、前条の規定による完了届を受理した時は、当該設置完了の確認を行い、適当と認めたときは、生垣設置奨励補助金確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払請求)

第9条 前条の規定により、補助金の確定通知を受けた者は、町長の指示に従い、補助金の支払を請求するものとする。

(遵守事項)

第10条 補助金の交付を受けた者は、枯損の防止、病虫害の防除、公道等へのはみ出しの防止等生垣の良好な管理育成に努めなければならない。

2 設置した生垣は、5年以上存置するものとする。ただし、公共事業に起因する場合は除く。

(適用除外)

第11条 次の各号のいずれかに該当するものについては、この要綱を適用しない。

- (1) この要綱に基づいて既に補助金の交付を受けて生垣を設置した住宅用地に設置するもの
- (2) 法人が所有するもの
- (3) 販売を目的として所有し、又は使用する住宅用地に設置するもの
- (4) 町税等(湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例(平成20年湯河原町条例第1号)別表第1に掲げる歳入をいう。)に滞納のある者が設置するもの

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 第6条の規定により、補助金等の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 申請について不正行為があったとき。
- (2) 前条各号に規定する補助金受領者の遵守事項に違反したとき。

この要綱は、平成3年5月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第28号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第30号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(町の推奨する樹木)

推奨樹木	
あおい科	ムクゲ
あかね科	くちなし※
いちい科	キャラ
いばら科	かなめもち※ しやりんばい※ ピラカンサ コデマリ レッドロビン※
じんちょうげ科	ジンチョウゲ※
すいかずら科	さんごじゅ※ アベリア
つげ科	つげ
つつじ科	どうだんつつじ おおむらさきつつじ サツキ
つばき科	さかき※ さざんか※ つばき※ もっこく※
とべら科	とべら※
にしきぎ科	にしきぎ まさき※
ひのき科	コノテガシワ ひのき
ぶな科	あらかし※ うばめがし※ シラカシ※
まき科	いぬまき※ ラカンマキ※
みずき科	あおき※
もくせい科	キンモクセイ ねずみもち※ ひいらぎ※ れんぎょう ひいらぎもくせい※
もちのき科	いぬつげ※ もちのき※
いね科	ヤダケ クロチク クマザサ ナリヒラダケ
	町が認める樹木

※印が付いているものは、耐火性能がある樹木。